

独立行政法人日本学生支援機構

令和6年度学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー

学生生活を取り巻く状況等について

～障害のある学生の災害時対策を中心に～

令和6年12月10日

文部科学省高等教育局学生支援課

課長補佐 奥井 雅博



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた 高等教育の在り方について（中間まとめ）抜粋

令和6年8月8日
中央教育審議会大学分科会
高等教育の在り方に関する特別部会

1. 高等教育を取り巻く状況

（2）近年の高等教育を取り巻く変化

- ④国際的な学生等の流動性の拡大と留学生獲得競争の激化
- ⑥障害のある学生の増加

2. 今後の高等教育の目指すべき姿

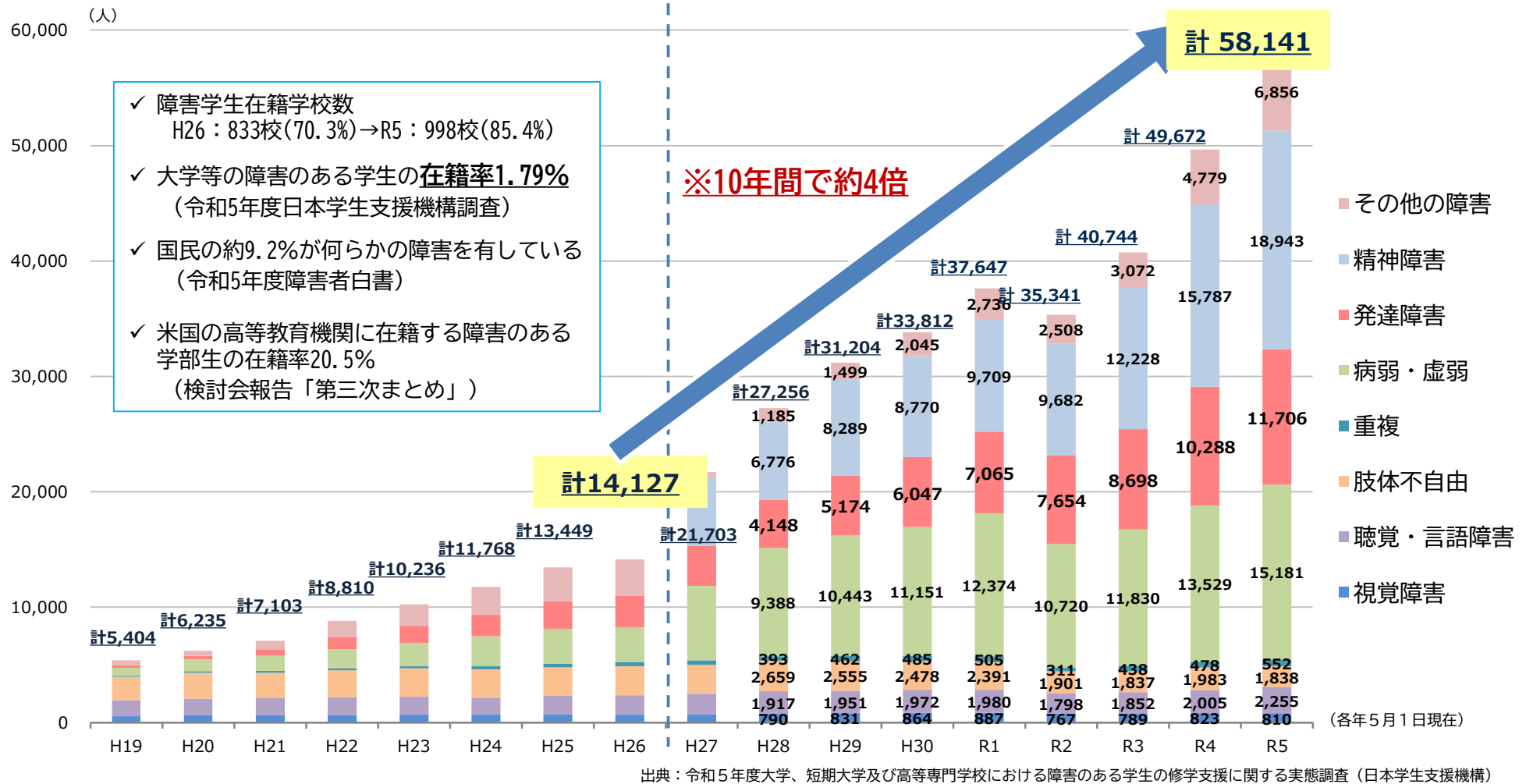
（3）重視すべき観点

②流動性に支えられた多様性の確保

ア. 学生や教員等の多様性・流動性の確保

- 各高等教育機関においては、これまでの前提であった「18歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制（18歳中心主義）」という考え方を改め、社会人や外国人留学生など年齢や国籍を問わない幅広い学生が集まる多様性を実現することを、すべての関係者が意識することが必要である。
- その上で、転入学や編入学等の各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、学生がより多様なキャリアパスを実現していくことも必要である。
- また、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、体制や環境を整えていくことも必要である。

障害のある学生の在籍者数



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、並びに身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものをいう。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

＜障害者基本法における障害の定義＞

障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（抜粋）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。



合理的配慮（reasonable accommodation）

（障害のある学生の修学支援に関する検討会 第一次まとめ）

大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ、「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）概要

- ◆ 近年の障害学生の増加や、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行により、私立学校を含む全ての大学等において障害学生に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることなど、障害のある学生への修学支援体制の整備が急務
- ◆ こうした状況を踏まえ、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。令和6年3月に「第三次まとめ」を取りまとめ

（文部科学省HP：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html）

障害学生支援に関する基本的な考え方

1. 大学等における障害学生支援の在り方

- ◆ 大学等は、自らの価値を高め、学生に対する責務を果たすため、事前的改善措置により教育環境の整備を図るとともに、障害学生支援を、障害のある学生が他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための手段であるという認識の下で、着実に実施する必要
- ◆ 障害学生支援は、合理的配慮の提供に限定されるものではなく、障害の有無によらず、学内全ての学生を対象に実施している各種支援と併せて行われるもの。合理的配慮の提供以外の学内の学生支援リソースも総合的に活用しながら行うことが望ましい

2. 「障害の社会モデル」の理解に関すること

- ◆ 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう
- ◆ 「障害の社会モデル」の考え方に基づく、障害のない学生を前提として構築された大学等の仕組みや構造が、障害のある学生にとって社会的障壁となっている場合がある
- ◆ 大学等の構成員全てが「障害の社会モデル」を理解し、事前的改善措置や合理的配慮の提供により社会的障壁を除去するとともに、各種学生支援リソースも総合的に活用しながら取り組むことが必要

3. 障害者差別解消法上の大学等の義務と努力義務

- ◆ 大学等の義務である不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供、努力義務である環境の整備について説明

4. 障害の根拠資料に関する考え方

- ◆ 大学等は個々の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出を求めることが適当
- ◆ 一律に「根拠資料がなければ合理的配慮を一切提供しない」といった、形式的な対応をとらないよう留意する必要

5. 学内の教職員向け対応要領・ガイドライン等

- ◆ 大学等やその設置者が組織として責任の所在を明確にし、障害学生支援に取り組むためには、教職員の共通認識が不可欠。その手段として、教職員向けの対応要領・ガイドライン等を作成することが有効

6. 障害のある学生の意思表明を促す取組

障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対処の取組

1. 学内の体制整備

- ◆ 学内の支援体制の構築、支援人材の配置・育成、学生支援部署の連携といった取組のほか、3つのポリシーやシラバスにおける留意点

2. 合理的配慮の提供における諸課題

- ◆ 大学等が提供する合理的配慮と本人の意向との齟齬や内容決定までの長期化、固定化に対する対応、大学院や通信教育課程における合理的配慮の留意事項など

3. 紛争の防止・解決

- ◆ 紛争の防止・解決のスキーム、入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決

4. オンライン学修における合理的配慮の在り方

- ◆ オンライン学修を行う際は、授業ごとの特色を踏まえて、対面とオンライン学修を組み合わせたブレンディッド型授業も考えられる
- ◆ 障害のある学生の個別の状況と当該授業の個別の状況を総合的に考慮して、オンライン参加の可否を個別に判断しなければならない点に留意
- ◆ 大学等の事情ではなく、本人の意向の尊重や教育の質の担保の観点から実施する必要

5. 合理的配慮とテクノロジーの活用

- ◆ 大学等は学内にテクノロジーを活用した支援ができる体制を整備することを期待

6. 障害のある学生の就職等の支援

- ◆ 就職における多数の選択肢や福祉的支援等について情報を収集、効果的に情報提供

7. 障害のある学生の災害時対策

8. 大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携

- ◆ 大学等が単独で対応することが難しい場合、様々な団体・大学の取組への参加に加え、国や自治体の支援の活用や地域内の大学等との連携、企業や民間団体と連携することも有効

大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用

- ◆ 組織的なアプローチによって高等教育機関全体の障害学生支援を一層促進

1. 障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進

2. 専門的知識を有する障害学生支援人材の育成

3. 大学等や学生等からの相談への対応

4. 全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信

障害のある学生の災害時対策

- ◆各大学等においては、いつ何時、何らかの災害に見舞われる可能性を想定し、あらかじめ障害のある学生の災害時の避難行動や避難場所などを確認するとともに、避難に当たり直面する社会的障壁に対して事前的改善措置を講じておくことは、障害のある学生が適切に避難行動を取るために有効な手立てとなる。
- ◆災害時対策や、障害のある学生の存在を念頭に置いた防災訓練を実施することは、支援部署や支援担当者をはじめ、周囲の教職員等とも共通認識を持つことが重要である。また、障害のある学生の災害時の対応は複数想定しておくことも必要である。

災害等の緊急時対応(EP)		
QI : EP-1 災害等緊急対応に必要な不可欠な情報を得る - QI:EP-1-1 自分の大学においてどのような災害が想定されるかを把握する - QI:EP-1-2 災害発生時における学内外の適切な情報入手先とその方法を確認しておく - QI:EP-1-3 自分の大学の災害時避難計画や防災計画、業務継続計画(BCP:BusinessContinuityPlan)を知っておく - QI:EP-1-4 学内の防災対策組織に、障害学生支援担当者が含まれること - QI:EP-1-5 防災対策や災害発生時における地域資源の利用方法や協働について考えておく	よくある間違い 準備中	このQIを学ぶ>
関連資料 ①SIG-EPスタンダード参考資料集 / ②防災対策×コロナ情報リンク集 / ③2019年度版災害等の緊急対応に関するスタンダード / ④SIG-EP QIショートバージョン冊子 / ⑤SIG-EP QI概要		

文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」拠点校の東京大学（障害と高等教育に関するプラットフォーム(PHED)）では、障害学生支援スタンダードとして、災害等の緊急時対応に関するQI (Quality Indicator) を公表

【URL】 <https://phed.jp/sig/ep/#sec-qi>

災害等の緊急時対応に関するQI (Quality Indicator) ①

各フェーズにおいて、「大学全体」「障害学生支援担当部署(者)」「障害学生本人」それぞれの立場からどのように行動すべきかを**行動の視点**として整理。

QI : EP-1

災害等緊急対応に必要な不可欠な情報を得る

QI : EP-2

災害発生時の障害学生の避難の準備・対応

QI : EP-3

災害発生時の対応
(安全確保行動・避難行動・一時避難)

QI : EP-4

災害発生後や中長期の避難生活、通常生活
への復旧・回復

行動視点(例) ●大学全体、■担当部署、◆学生本人

- 自大学の災害時避難計画、業務継続計画（BCP）を知っておく
- 学内の防災対策組織に、障害学生支援担当者が含まれること
- 非常事態を知らせるサイレンや放送案内表示等の設備において、障害学生にも対応するようアクセシビリティが担保
- 大学が実施する防災訓練に参加し、障害学生や支援担当者の視点からニーズや課題を把握
- ◆ 災害リスクに応じた判断基準や行動計画（安全確保・避難行動）を自身で考え、周囲に予め伝えている
- 被災状況や被害に関する情報が、学生との連絡責任部署や障害学生支援担当部署へ逐次伝達・共有
- 障害学生と支援に関わる者の安全な避難のために必要な指示を行う、障害学生との継続的な連絡手段を確認
- ◆ 安否情報について、予め決められた部署・担当者に、予め決めた方法で連絡
- 大学の業務・授業の再開に向けて、通学や学内のアクセシビリティについて確認
- 避難生活が中長期化する可能性を踏まえて、安全で安心できる生活環境を整えるために、学生本人と相談を行う
- ◆ 被災後に新たに必要になった支援・合理的配慮、あるいは変更や調整を申し出る

災害等の緊急時対応に関するQI (Quality Indicator) ②

QI : EP-2 災害発生時の障害学生の避難の準備・対応

【災害時リスクの過小評価】災害時の被害想定や、障害学生に対応する際に起こり得るリスクを小さく見積もる。

【当事者の意見の無視】当事者の意見を聞かないで対応方法を策定する。

【行動確認の不備】災害による被害の想定や、障害学生の避難行動について、机上シミュレーションだけで実際の行動確認を怠る。災害時に必要とされる機器等の所在だけを提示し、使用方法について確認をしておかない。

QI : EP-3 災害発生時の対応（安全確保行動・避難行動・一時避難）

【画一的な対応】個々の障害学生の状況を勘案せずに、障害があることを理由に画一的な対応や配慮をする。

【後回し・たらい回し】個別の配慮や対応のための人手が足りない、あるいは丁寧な対応が必要ということを理由に、すぐに対応に着手しない。あるいは、適切な担当者につなげない。

QI : EP-4 災害発生後や中長期の避難生活、通常生活への復旧・回復

【合理的配慮の不提供】平常時とは異なる状況下を理由に、あるいは「みんなも大変な想いをしているのだから」と障害学生にとって必要な配慮の提供を拒否したり、申出に対応しようとししない。

【参加・活動の制限】被害や混乱が落ち着いていない、あるいは安全が確保できないことを理由に、障害学生の通学や修学を一律に認めない。状況に応じた配慮や対応を講じず、参加や活動を阻む。

【大学の責任のもとでの支援】障害学生の避難生活や、状況に合わせた学修支援を、一部署や担当者の責任として任せ、大学全体での支援や協力体制を敷かない。



教職員のための障害学生修学支援ガイド

障害種別ごとに、学生が抱える困難や、それに対して具体的にどのような支援に取り組めばよいかを解説

障害のある学生の災害時の支援の考え方を示すとともに、「学内支援体制」「情報取得・配信」「設備・訓練等」「連携先の確認」の区分ごとに確認事項を整理するほか、障害種別（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害）に応じた災害時の支援に関する詳細、学生が示す困難例、留意事項などが示されている。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/shien_guide/index.html



合理的配慮ハンドブック

障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説

地震・火災等の命に関わる緊急時には、障害のある学生にとっては一層のニーズが生じること、障害のある学生一人一人のニーズに配慮した支援計画を立てることの重要性とともに、緊急時の行動に関して教職員間での情報共有や確認すべき観点（例：初動対応、動くこと・見ること・聞くことに制約がある場合など）について示されている。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

4. 防災、防犯等の推進 （1）防災対策の推進

- ◆ 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進する。
- ◆ 障害者に対する避難支援などの充実を図るため、福祉や防災などの関係者が連携し、避難確保計画、非常災害対策計画、業務継続計画、個別避難計画等の各種計画の策定や実効性の確保等を促進することにより、当事者参画の下、地域の関係者が協力し、安全な避難先を定めるなど計画策定を通じた災害に強い地域社会づくりにつなげる。
- ◆ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の協定など、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関・教育機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。
- ◆ 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進する。
- ◆ 各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の内容を踏まえ、情報提供を行う。

障害学生支援に役立つ情報集

◆支援を始めるにあたって・・・

障害者への支援全般のことについて知りたい	https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp (内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」)
障害者差別解消法について知りたい (高等教育機関向け)	https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/sabetsukaisho/2024.html (日本学生支援機構「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」)
障害学生支援を始める上で準備すべきことや 支援者の心構えなどについて知りたい	https://phed.jp/about/standard.html (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「障害学生支援スタンダード」)

◆支援を行う中で困りごとがあるときは・・・

支援を行う上での配慮のポイントについて 知りたい	https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/qa/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」京都大学HEAP「Q&Aデータベース」)
支援に関する悩みごとや支援機器貸出など について相談したい	https://phed.jp/contact/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「お問い合わせ」) https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/counsel/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」京都大学HEAP「相談・問い合わせ先」)

◆その他

地域の学外機関との連携を強化したい	https://phed.jp/townmeeting/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「タウンミーティング」)
発達障害のある学生への支援について知り たい	https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/ (文部科学省「教育関係共同利用拠点」筑波大学RADD「発達障害学生支援プロジェクト」)
聴覚・視覚障害のある学生への支援につい て知りたい	https://www.krk-ntut.org/ (文部科学省「教育関係共同利用拠点」筑波技術大学「障害者高等教育拠点事業」)

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる 予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、
失職（※１）、災害等 父母等による暴力等からの避難（※２）

（※１）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

（※２）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年２回（４月始期分、１０月始期分）	随時
支援開始時期	４月始期 又は １０月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×６％－（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、１０月分の支援から、支援区分を見直し（年１回）	３カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

学生等のボランティア活動について

○ 文部科学省では、令和6年能登半島地震に係る災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生等が出てくることが見込まれたため、学生等のボランティア活動について各国公私立大学等に通知を発出しています。

※令和6年1月22日付5文科高第1596号

「令和6年能登半島地震に伴う学生等のボランティア活動について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20240122-ope_dev03-000033400-3.pdf

○ 学生等が大学等の内外において、学修成果等を生かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生等の円滑な社会への移行促進の観点から有意義であり、被災地等でボランティア活動を希望する学生等が、安心して参加できるよう、下記の諸点にも配慮をお願いしています。

1. ボランティア活動のための修学上の配慮
2. ボランティア活動における安全管理の徹底等に関する指導

学生等のボランティア活動に関わる保険の例

参考

学生等のボランティア活動に関わる保険の例（令和5年度時点）

① 学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）

【（公財）日本国際教育支援協会】

大学・短大・大学院・高等専門学校が、正課、学校行事又は課外活動として位置づける学生のボランティア活動下の事故を補償

○ 学研災（学生自身のケガを補償する保険 Aタイプの場合）

- ・保険料：昼間部650円・夜間部1000円（1年間）
- ・医療保険金：活動内容及び治療日数に応じて3,000円～30万円
- ・入院加算金：入院1日につき4,000円
- ・死亡保険金：2,000万円、後遺障害保険金 3,000万円（いずれも上限額）

○ 付帯賠償（学生が他人に与えた損害を補償する保険 Aコースの場合）

- ・保険料：340円（1年間）
- ・対人賠償・対物賠償合わせて1事故につき最大1億円

学校で上記の位置づけがないボランティア活動での事故は、学研災付帯学生生活総合保険（「付帯学総」）で補償可能。
地震・津波等によるケガ等を補償する「天災危険補償特約」が付帯（4年間で36,000～62,000円程度）

【Web サイト URL・QR コード】<http://www.jees.or.jp/gakkensai>



② 社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人が被災地ボランティアセンターを介して行うボランティア活動での事故に対応

- ・保険期間：1年間（毎年度4月1日～翌年3月31日）※年度途中の加入時も終期は同じ
- ・年間保険料：基本プラン 350円
天災・地震補償プラン 500円
特定感染症重点プラン 550円*

* 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い令和5年度をもって廃止

- ・保険金（死亡・後遺障害）：
各プラン共通 1,040万円

【Web サイト URL・QR コード】

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_activities.html



【参考】学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について

もしかしてこう思っていないですか？

学生の悩み・不安

「新学期が始まったけれど、なんだかつらい」



「帰省の後、一人暮らしを再開したけど、なんだか寂しい」



「なんだか課題をやる気が出ない。けど、人に相談するほどでもないし・・・」



「通学のために電車に乗っていたら、急に心臓がどきどきして苦しくなってしまう」



「やめたいと思っても、なかなかやめられないことがある。でも、自分がだらしなだけ・・・」



こんな誤解していませんか？

- | | |
|----------------------|------------------------|
| □誤解1：弱い人がこころを病む | →こころの病気は誰でもかかる可能性があります |
| □誤解2：友達が少ないから、心を病む | →友達の数と、こころの病気は無関係です |
| □誤解3：こころの病気は遺伝する | →病気そのものは遺伝しません |
| □誤解4：弱いから、いじめられる | →いじめは、「いじめられる側」の問題です |
| □誤解5：悩みや不安を人に話すのは弱い人 | →悩みを話すことで、より信頼しあえます |
| □誤解6：こころの病気は一生治らない | →こころの病気も回復が可能です |

出典：厚生労働省 「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」

些細な悩みでも、**相談することで気持ちが軽くなる**こともあります。

まずは、**自分の悩みを言葉にすることが大切**です。

悩みや不安なことがあれば、**各大学等の学生相談窓口や下の相談窓口等へご連絡**ください。

【相談窓口】

厚生労働省 「まもろうよ こころ」
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



文部科学省

○ 文部科学省では、年2回、**学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について各国公立大学等に通知を発出**しています。

※令和6年9月26日付6高学援第16号

「安心・安全に係る指導・啓発の充実について（文部科学省高等教育局学生支援課長通知）」

○ 特に、**長期休暇明けや学期の開始時期**は、新しい環境で生活を始める学生が多くなり、**様々なトラブルや悩みを抱えやすい時期**になります。引き続き、学生が相談しやすい体制の構築、カウンセラー・医師等の専門家や関係機関との連携等により、**学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応**を講じていただくとともに、**相談窓口や保健管理施設等の情報が、学生一人一人に行き渡るような手段の確保**や、より効果的な情報発信に努めていただくようお願いします。

【文部科学省HP】

「学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1290844_00003.htm



【参考】学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について

あなたはいくつ当てはまりますか？ 別添2

学生生活に潜む危険



○ 昨今、以下の事例が多数発生。

- ・ 学生が大麻や薬物の使用等により逮捕される事例が多数発生
- ・ 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）により健康被害を引き起こす事例
- ・ いわゆる「闇バイト」に応募し知らない間に犯罪に加担してしまう事例
- ・ マルチ商法等による消費者被害や投資詐欺に巻き込まれる事例
- ・ 20 歳未満の飲酒や飲酒によるトラブルの事例
- ・ 過激派・宗教団体などがその正体を隠し、勉強会、サークルやボランティア活動等を装って学生を勧誘している事例等があると承知しております。

自分は大丈夫と思わず、自分事としてとらえることが大切です。
悩みや不安なことがあれば、迷わず各大学等の学生相談窓口や自治体の相談窓口等へご連絡ください。

【文部科学省HP】

「学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1290844_00003.htm



ご清聴ありがとうございました。